

富里市 男女共同参画計画 (第2次)

～一人一人が生きる男女共同参画社会づくり～

概要版

千葉県富里市

▶ 計画策定の趣旨

少子高齢化、国際化、高度情報化が急速に進行する中、労働形態、家族形態の変化からライフスタイルや価値観も多様化しています。このような状況の中で、活力ある富里市をつくっていくためには、市民一人一人が性別に関係なく個人として人権が尊重され、それぞれの個性を認め合い誰もが能力を発揮できる、そして安心して生活することができる男女共同参画社会を実現することが重要となります。

本市では、平成15年3月に「富里市男女共同参画計画」（計画期間 平成15年度～24年度）を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進に取り組んできました。

しかし、社会には依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識や「男性は男性らしくするべき」「女性は女性らしくするべき」という男女観も根強く存在しています。

性別による役割の固定化は、個人の多様な生き方の可能性を狭めることになり、男女を問わず基本的人権に関わる問題でもあります。人権を尊重し、性別による差別をなくすことは、一人一人の人生を充実した豊かなものにつながりま。

本市が計画を策定してから10年が経ち、計画期間が終了すること、そして、東日本大震災を機に防災分野での男女共同参画を取り入れることなど、新たな課題も出てきたことから、計画を見直すことが必要となりました。

見直しにあたっては、市民の意識の変化を捉えるため、平成24年1月に2,000人を対象とした「男女共同参画社会づくりに向けて 意識調査」（アンケート調査）を実施し、平成24年6月から8月にかけて市民の生の声を直接伺う機会として、公募市民による「男女共同参画社会づくり座談会」を3回開催しました。意識調査と座談会でいただいたご意見を十分尊重した上で、国の第3次男女共同参画基本計画と県の第3次男女共同参画計画を踏まえつつ、現在の急速な社会経済状況の変化で生じた新たな課題にも対応し、総合的に男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくための新たな「富里市男女共同参画計画（第2次）」をここに定めます。

～10年間の取組みの成果と課題～

成果

- (1) 地域における学習機会の拡充
- (2) 審議会等の女性委員登用率の増加
- (3) 庁内の推進体制を整備

課題

- (1) 従来の男女観や固定的な役割分担意識が依然として高い
- (2) 男女共同参画の正しい理解の促進
- (3) 家庭と地域活動における男女共同参画の促進

▶ 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法に基づいて策定するもので、本市における男女共同参画を推進するため、前計画の進捗状況と課題を踏まえつつ、さまざまな分野にわたる関連施策を総合的・計画的に進めていくための基本となるものです。

また、この計画は国の第3次男女共同参画基本計画と県の第3次男女共同参画計画を踏まえるとともに、富里市総合計画（平成23年～平成32年）の方針に沿って策定するものです。

さらにこの計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づき、DV関連施策に関する基本計画として位置付けています。

なお、計画の推進にあたっては、市民と行政、事業者が共に連携しながら一体となって推進していきます。

▶ 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10カ年とします。

なお、計画期間であっても、国・県の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、中間年の平成29年度には計画を見直すこととします。また、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

▶ 基本理念

日本国憲法は、個人の尊厳と両性の本質的平等を理念として、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止し、すべての国民が法の下に平等であることを保障しています。

また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念として掲げています。

そして、DV防止法では、配偶者間の暴力は重大な人権侵害で、とりわけ女性に対する暴力は個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっており、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが必要であるとしています。

本計画では、これらを基本理念として男女共同参画のための取り組みを進めることにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

< 施策の構成 >

< 基本目標 >

一人一人が生きる男女共同参画社会づくり

< 施策の方向 >

1 男女の人権が尊重される社会をつくる

- 性差による人権侵害を許さない社会環境づくり
- 性差による暴力等の根絶
- DVに関する相談・支援体制の充実
- メディアにおける女性や子どもの人権への配慮
- 性の商品化を防ぐための意識啓発

2 一人一人の個性を認め合う社会をつくる

- 男女平等意識の醸成
- 家庭・地域における学習機会の充実
- 学校等における男女平等教育の充実

3 あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる

- 市政への女性参画の推進
- 政策決定への女性参画の促進
- 男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの推進
- 防災・減災への男女共同参画の推進

4 だれもが働きやすい社会をつくる

- 雇用の機会、条件の改善
- 働く場の環境整備
- 家内就労者の条件整備
- ワーク・ライフ・バランスの推進

5 だれもが安心して暮らせる社会をつくる

- 子育てへの支援
- 健康づくりの推進
- ライフステージに適した福祉の推進
- 国際交流の推進

計画を推進するために

- 庁内推進体制の強化
- 国・県・関係機関等との連携強化
- 協働による推進

基本目標

一人一人が生きる男女共同参画社会づくり

“男だから”～しなければならない
～するなんて“男らしくない”

“女は”～するものだ
“女のくせに”～するなんて

こうした発想は、往々にして私たちの生き方を一定の「型」にはめてしまいます。

男だから職業を持って働き、経済力を持たねばならないと考えることや、女だから家庭を守らなければならないと考えることなどは、その例といえます。

こうした性別による固定的な意識や発想は、個人が自由に生き、個性と能力を発揮する上で妨げになることがあります。

私たち一人一人が自分の個性と能力を発揮しながらいきいきと生き、互いの生き方を尊重し合える社会、だれもが真に個性豊かな生き方を選択できる社会づくりを目指していきます。

基本方針 1 男女の人権が尊重される社会をつくる

ドメスティック・バイオレンス（DV）などあらゆる暴力を根絶するためには、暴力は人間の尊厳にかかわる基本的人権の侵害であること、それは単に個人の問題にとどまらず、社会的・構造的な問題の一つであるということを認識することが大切です。

性別に起因した人権侵害をなくし、男女が対等な関係を築きながら、一人一人の性と人権を尊重し合える社会づくりを進めます。

（1）性差による人権侵害を許さない社会環境づくり

- 人権尊重についての広報・啓発
- 人権侵害に対する相談等の充実

（2）性差による暴力等の根絶

- DVやデートDV、セクハラ防止に関する啓発
- 女性への暴力等の防止に向けた啓発活動の推進
- 地域の安全に向けた防犯対策への取組み強化など

（3）DVに関する相談・支援体制の充実

- DV及び児童虐待に関する相談体制の強化・充実
- 緊急保護等を求めるDV被害者の支援
- 早期発見に向けた機関の連携 など

（4）メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

- 有害な違法看板などの広告物の排除の強化
- 有害情報から青少年を守るための啓発
- メディア・リテラシーの学習機会の充実

（5）性の商品化を防ぐための意識啓発

- 性の商品化防止のための啓発活動の推進
- 性感染症等についての正しい知識、情報の提供
- 売買春、人身取引等の発生を防ぐための性教育の実施

基本方針2 一人一人の個性を認め合う社会をつくる

一人一人が個性と能力を十分に発揮し、また、それを認め合っているような社会にするためには、個々の意識を改めていくとともに、将来を担う子どもたちに対して、男女が平等であるという教育を行っていくことが大切です。

また、生涯を通じて一人一人の意識の啓発を進めることにより、個性を尊重し認め合っていくことができる社会づくりを進めます。

(1) 男女平等意識の醸成

- 男女平等意識の啓発
- 男女共同参画社会づくりに関する情報の提供
- 男女共同参画の視点による広報活動 など

(2) 家庭・地域における学習機会の充実

- 男女共同参画に関連する講座、セミナー等の開催
- 講座を開催する際の一時保育サービスの実施と利用の促進
- 家庭において男女平等教育を進めるための啓発活動の推進 など

(3) 学校等における男女平等教育の充実

- 人権教育、性教育の充実
- 就学前・学校教育における男女平等教育の推進
- 性別にとらわれないキャリア教育の推進 など

基本方針3 あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる

私たちは、男女を問わず、子どもも高齢者等も同じ社会の中で生活しています。そこでは日々いろいろな生産活動が営まれ、社会は常に動いています。こうした社会の動きに関与し、その方向性を決め、どんな社会にしていくのがいいのかといったことに、女性も男性もいろいろな場で意見を述べ、社会づくりに参画していくことができる社会づくりを進めます。

東日本大震災を教訓に、地域防災計画に多様な主体の意見を反映させる観点から、市町村の防災会議に女性・高齢者・障がい者等を新たに加えるため、災害対策基本法が改正されました。本市でも本法に沿って防災分野における男女共同参画の取り組みを進めていきます。

(1) 市政への男女共同参画の推進

- 審議会、委員会等への女性の参画の推進
- 審議会等への公募委員の推進 など

(2) 政策決定への女性参画の推進

- 各種団体等における女性リーダーの拡充の働きかけ
- 企業運営等における女性の参画促進のための働きかけ など

(3) 男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの推進

- 市民活動サポートセンターの創設
- 地域活動における男女共同参画の促進

(4) 防災・減災への男女共同参画の推進

- 防災分野における男女共同参画の推進
- 地域における防災訓練及び自主防災組織設立の支援

基本方針4 だれもが働きやすい社会をつくる

働く女性をとりまく環境には、いまだに多くの不平等が残されています。また、人の暮らしは、働くことと家庭・地域生活を営むことの両面から成り立っており、どちらか一方への偏りは、さまざまなひずみを生む原因となります。しかし、多くの場合、男性の生活の比重は仕事にかかり、その一方で、仕事の有無に関係なく家事や育児、介護などの大部分を女性が担っているのが現状です。

これからは、男女の共同参画、共同責任という視点に立ち、男女が平等な立場で家庭・地域・職場に参画できる社会づくりを進めます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、女性だけでなく、子育て世代の男性が家庭参画や地域活動への参画ができるよう取り組みます。そのための育児休業、介護休業制度の定着を図ります。

また、困難な状況に置かれた若者等の就業支援を行います。

（１）雇用の機会、条件の改善

- 労働基準法、男女雇用機会均等法の周知・徹底
- 就業支援の情報提供 など

（２）働く場の環境整備

- セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動の推進
- 職場における慣行を見直すための啓発活動の推進

（３）家庭内就労者の条件整備

- 農業、商工業に従事する女性の労働環境改善のための啓発活動の推進 など

（４）ワーク・ライフ・バランスの推進

- ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発の推進
- 男女とも参加できる家事・育児・介護講座等の開催 など

基本方針5 だれもが安心して暮らせる社会をつくる

少子化が進む中で、安心して出産や子育てができるよう、保育の充実を図るとともに、出産後の育児や家事を男女が共に担えるよう図っていくことが強く求められています。

また、女性には男性にない妊娠・出産という重要な機能があり、これを保護し、健康を守っていくことが大切です。

今後は、さらなる高齢化社会になることから、高齢者が健康で自立した生活を送り、社会の重要な一員として地域に参画していけるよう、健康・福祉の充実を図り、安心して暮らせる社会づくりを進めます。

経済的自立が困難な傾向にあるひとり親家庭への支援や、障がいを抱える人の特性に配慮した適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

（１）子育てへの支援

- 多様な保育サービスの充実
- 地域で支援する子育て体制の整備 など

（２）健康づくりの推進

- 健康教室などの開催による健康づくりの推進
- 心身の健康相談の充実 など

（３）ライフステージに適した福祉の推進

- 高齢者の社会参加の促進
- ひとり暮らし高齢者等に対する地域での見守り支援の推進 など

（４）国際交流の推進

- 国際交流事業の推進
- 外国人相談業務・行政サービスの充実 など

▶ 計画を推進するために

1 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会を実現していくための課題は、広範囲、多岐にわたっており、市政のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させていく必要があります。そのための「富里市男女共同参画推進本部」及び「富里市男女共同参画研究班」の庁内推進体制により横断的な連携を図り、本計画を推進していきます。

なお、計画の進行状況を把握するため、各事業について毎年度「進捗状況調査」を実施し推進していきます。

2 国・県・関係機関等との連携強化

計画を着実に実行し、本市の男女共同参画を推進していくためには、市の施策や市民の実践だけでは解決が難しい場合もあります。国や県、さらには関係機関や近隣市町村との協力や連携を通じて、効率的に計画を推進していきます。

3 協働による推進

計画の推進にあたっては、行政と市民、事業者が共に協働しながら一体となって取り組んでいくことが重要です。

さらに、地縁による団体やNPOとの協働は、今後ますます重要になっていくため、市民参加による計画の推進を図ります。

富里市 市民経済環境部市民活動推進課

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652-1 TEL 0476-93-1118 FAX 0476-93-9954

E-mail shiminkatsudou@city.tomisato.lg.jp

HP <http://www.city.tomisato.lg.jp>